

第 2 5 期 第 3 3 回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和 8 年 2 月 2 6 日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 3 3 回定例農業委員会総会議事録

令和 8 年 2 月 2 6 日（木）午後 1 時 3 0 分から、農業振興センターにおいて第 3 3 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 7 名
農地利用最適化推進委員	2 名
事 務 局	局長
	次長
	係長
	主査

議事日程

（議案）

第 1 2 9 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく 農用地利用集積等促進計画について	4 件
第 1 3 0 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	8 件
第 1 3 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件
第 1 3 2 号	非農地判断について	1 件
第 1 3 3 号	地域農業経営基盤強化促進計画（案）に係る意見について	1 8 件

（報告）

第 5 5 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について	2 件
---------	-------------------------------	-----

事務局

それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第33回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

＜一同、礼＞

ご着席下さい。

本日の総会開催にあたり議席番号●●番、●●委員、●●番、●●委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告いたします。それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしくお願いいたします。

議案第129号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定め、同条第7項の規定により、次のとおり公告するため審議を求める。

議長

農用地利用集積等促進計画（第9号）番号1～4について、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、事前に送付させていただいていた別冊、令和7年度「農用地利用集積等促進計画」第9号をご覧ください。1ページが所有者と機構との間の契約、2ページが機構と受手との間の契約となっております。各契約の申請番号が共通の番号となっておりますので確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

今回の利用権設定の申し出の合計は、4件、9筆、10,182 m²。内訳としましては、有償の件数が2件、無償の件数が2件、となっております。

契約の期間については、10年以上の契約が2件、5年以上10年未満の契約が2件となっております。

担当地区農業委員さん・推進委員さんに事前に現地確認願にて確認はいただいておりますので、本計画案について、内容が地域の実情に合っているか、適切な農地利用となっているかについて、ご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、申請番号1番については、新規就農者となりますので、事務局説明後に本人より就農計画についてお話をいただきます。

まず、2ページ、申請番号1番、●●さんの経営予定について説明いたします。詳細につきましては、議案説明書2ページから6ページに「青年等就農計画認定申請書」を掲載しています。6ページの収支計画をご覧ください。●●さんは、施設でのレモン栽培を予定しています。今回の申請では、父親である●●さんの農業経営の一部を継承する形となっております。なお、●●さんは●●学校を今年の3月に卒業してからの就農となります。

このあと本人さんからの発表と合わせて審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1～4につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

●● 農業委員

青年等就農認定申請と新規就農者の違いは何ですか。

事務局

新規の中での青年と新規になります。新規就農には変わりはないのですが、年齢が●●歳ということですので、こういった分類にしております。

●● 農業委員

青年就農者にも年齢制限はありますか。

事務局

あります。

事務局長

青年等就農計画というのは、新規就農者のうちこの計画の認定を受けたものを認定新規就農者と言いまして、その方が、各種事業の採択をクリアする形になってきます。就農自体には、年齢制限はないのですが、この認定を受けようとする方に関しては、50歳未満の設定があります。

●● 農業委員

年齢制限があるということは、補助事業内容も違ってくるのですか。

事務局長

基本的に青年等就農計画の認定を受けていないと受けられない補助事業が結構ありまして、一般的なのが3年間150万円受けられたり、機械施設を通常の補助事業よりも有利であって補助率が高い形で受けられたりすることもあります。青年農業者と

いうのは、一般的に若手の農業者の方を青年農業者といいまして、補助事業とは関係ないところでの物言いになってきますが、補助事業の採択になろうとした場合には一定の計画の認定を受けている方を認定新規就農者という言い方でご支援を差し上げる形になっております。

●● 農業委員

昔、申し込んだときの基準だと、スタート地点で 350 万円以上の収入があったら計画でお金をもらえなかったのですが、今は 600 万円を最初からもらえるのでしょうか。

事務局長

150 万円をもらおうとしたときにも所得要件が世帯所得になりまして、これも 3 回程制度が変わってはいますが、昔は個人の所得が一定以上あると受けられない。所得の条件に応じて段階的に給付金下がっていくような話でしたが、今は、世帯所得の一定以上という話になってくるので、多分この方は、150 万は受けられないぐらいの所得が実際の計画になりますので、本当にこれだけあるのであれば、生活支援を受けなくても大丈夫な形になります。

●● 農業委員

施設の時にもらうだけということですね。

事務局長

そうですね。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、計画内番号 1 につきまして、新規就農者の方にお越しいただいておりますので、本人さんからの発表に移ります。

それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の営農計画について発表をお願いします。

●● さん

皆さん、こんにちは。私は双海町上灘で今回就農しようと考えております、●●と申します。私は、●●高校を卒業後、●●学校に入学し、この春の 3 月に卒業します。今回、父の経営を一部継承し、施設でのレモンの栽培を考えておりまして、別の施設で夏季にグリーンレモンの出荷、販売を行いたいと考えております。また、天敵の活用も行うことで、薬剤の散布量を抑え消費者への安全かつ自らの作業の軽減を行いたいと考えております。今後は、父が行っていた施設のレモンを拡大することから始めまして、その後に中晩柑類の栽培を行いたいと考えております。簡単ではございますが、今後の経営についてお話をさせていただきました。ありがとうございました。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・ご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

上灘も下灘も過疎地で人口減少地でございます。私生活のことをお聞きしたいのですが、当然、農家の母数が減り後継者が減るということは、人口減少となりますが、今後、経営をしていく中で、仲間といいますか同じ仕事をする人が少なくなる中で、要らない心配をするのですが、自宅で親と一緒に共同生活をされるのか、若いのです、別の所帯を持って生活されるのかお考えをお聞きしたいです。

●● さん

現在は、父の経営の手伝いをしておりまして、これからも父に意見を求めたいと思っておりますし、独立は考えておりますが、父と助け合って行いたいと思っておりますので、家族で一緒に生活していきたいと考えております。

●● 農業委員

一番理想といいますか、良い形ではなかろうかと思えます。下灘で農業をやっておられる方でも若い人は、親と一緒に暮らしている方が少ないですので、理想的な家族を目指されていることは大変いいことだと思います。

●● 農業委員

レモンの品種はアレンユーレカの1種類でしょうか。

●● さん

そうです。

●● 農業委員

南伊予で1月に亡くなった方が、ミカン栽培をしておりまして、1ha ぐらいの畑があります。そこは、デコポンを植えていたのですが、後がいません。そういうところが次々と出てきております。少し場所が離れているかもしれませんが、下灘や上灘の方が南伊予にまで作りにきていますので、参考までにお話させていただきました。

議長

他に無いでしょうか。

夏季にグリーンレモンを出荷するとありますがこれは個人で出されるのですか。

●● さん

J Aさんに出すようにしています。

●● 農業委員

天敵はハダニを抑えるための天敵ですか。

●● さん

そうです。

●● 農業委員

ハウス内だからできるのですか。

●● さん

施設内だからできると思います。基本雨を入れないので、雨が降ってきたら閉めますので天敵も中にしやすいのかなと思います。

●● 農業委員

今、天敵は入れられてないのですか。

●● さん

今も入れています。

●● 農業委員

やはり、ハダニを抑える効果は大ですか。

●● さん

結構大きいですね。年間の防除が3回ですので、冬にマシン油をして、3分咲きの2月頃にはいかみとカイガラとダニを入れて満開が終わったときにも同じようにやりますが、それ以降は3月にダニを入れるので、年間一切防除をしていません。それでも被害はないので、抑えられると思います。

●● 農業委員

病気がつくこともあると思いますが、3月頃から全然しないのですか。

●● さん

はい。一切しません。

●● 農業委員

次のマシン油までしないのですか。

●● さん

はい。

●● 農業委員

レモンは、かいよう病によくなるとお聞きしますが、ならないのでしょうか。

●● さん

ハウスですので、風や雨が当たらないので、かいよう病にならないです。

●● 農業委員

どれくらいの広さをされているのですか。

●● さん

温州ミカンを1町7反とキウイフルーツを今は5反作っていますが、僕が今回別にハウスを建てるということで、2反ほど切って3反にして、ハウスのレモンを1反5畝作っております。

議長

無いようでしたら、●●さんには退出していただきます。ありがとうございました。

あらためまして、番号1～4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようでしたら、番号1～4について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1～4について承認いたします。

議案第130号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について、事務局にて説明をお願いします。

事務局

1番

貸渡人	宮下	●●	さん
借受人	松山市	●●	さん
申請地	宮下字●●	田	●●㎡
譲受人の耕作面積	●●	㎡	

申請理由 (借受人) 経営規模拡大
(貸渡人) 農地管理困難

権利の種類 10年間の賃借権設定

借受人の経営状況は、議案説明書の7ページ1番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんは●●歳で若いのですが、お勤めの関係で家の農業者は主にお母さんが一人で柑橘栽培をしております。一人で管理をしておりますので、今回のこの土地につきましても手が回らないということで、遊休農地の状態になっており、作り手を探していたところ、●●さんが管理をしたいということで申出がありました。●●さんは、松山の●●にお住まいですが、宮下の親戚の農地で作っていることもあって、今回、10年間借りる形でまとまりましたので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	宮下	●●	さん
申請地	宮下字●●	畑	●●㎡
	他1筆	合計●●	㎡
譲受人の耕作面積	●●	㎡	

申請理由 (譲受人) 農業経営安定化
(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の7ページ2番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

●●さんは、松山に住んでおられまして、この土地にはキウイフルーツを植えております。以前から●●さんが管理をされておりました、今回売買で話がまとまりました。●●さんに関しては、新規就農者ですが、経験も豊富で手広く農業経営しておりますので、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、地元委員欠席につき、事務局にて一括説明をお願いします。

3番

譲渡人	中山町中山	●●	さん
譲受人	中山町中山	●●	さん
申請地	中山町中山	●●	田 ●●m ²
	他2件	合計●●	m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類

売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の7ページ3番のとおりです。譲受人は農作業歴も長く、住宅も申請農地近くにあり、問題なく耕作できるかと思われます。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号3について承認いたします。

続いて、番号4につきまして、地元委員欠席につき、事務局にて一括説明をお願いします。

4番

譲渡人	中山町中山	●●	さん
譲受人	中山町中山	●●	さん
申請地	中山町中山●●	畑	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人) 農業経営安定化		
	(譲渡人) 農地管理困難		

権利の種類

売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の7ページ4番のとおりです。申請地は譲受人の住宅前にあり、管理もしやすく問題ないかと思われます。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、地元委員欠席につき、事務局にて一括説明をお願いします。

5番

譲渡人	双海町高岸	●●	さん
譲受人	双海町高岸	●●	さん
申請地	双海町高岸字●●	畑	●●m ²
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の7ページ5番のとおりです。●●さんは新規農地取得者ではありますが、作物の販売は予定しておらず、家庭菜園・自家消費での利用となります。また申請地は、申請以前から譲受人に管理を任されている農地であるため、今後も継続して農地管理ができるかと思われます。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号5について承認いたします。

続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

6番

譲渡人	松山市	●●	さん
-----	-----	----	----

譲受人	双海町上灘	●●	さん
申請地	双海町上灘字	●●	田 ●●m ²
	他 2 筆	合計	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の 8 ページ 6 番のとおりです。なお、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号 6 について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

譲渡人の●●さんについて、最近相続したところですが、松山に住んでおられて譲渡された土地の管理が難しいとのことで、管理してくれる方を探しておりましたところ、その土地のすぐ隣の土地を管理しております、●●さんが見つかりました。この●●さんは、●●を退職後、稲作に励んでいるところでして、ちょうど隣ですので、譲り受けることにしたということです。経営状況に関しては何も問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

番号 6 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号 6 について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号 6 について承認いたします。

続いて、番号 7 につきまして、事務局の説明をお願いします。

7 番

譲渡人	下三谷	●●	さん
譲受人	双海町高岸	●●	さん
申請地	下三谷字	●●	田 ●●m ²
	他 1 筆	合計	●●m ²

譲受人の耕作面積 ●●m²
申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の8ページ7番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号7について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

譲渡人の●●さんは、まだこの他にも田を数筆持っておられまして、今回はこの2筆を●●さんが売買で譲り受けた形ですが、他のも順次、買ってくれる人がいれば渡していく形です。●●さんは●●歳で農機具も持っておられないので、今後も農業をするつもりはないとのことで順次売買で譲り渡していく予定です。譲受人の●●さんは、●●歳過ぎで一番働き盛りでもあります。上灘の方からこっちでも柑橘をしたいということで柑橘に力を入れています。近くに同じ地区から来ている方がおられまして、お互いがライバルであり、協力しながら柑橘をしてきたいという話でした。本人にお会いしましたが、やる気満々でしたのでよろしくお願いいたします。

議長

番号7につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

●●さんは、ハウスを建てる計画でしょうか。

●● 推進委員

そうです。

●● 農業委員

隣のハウスは、●●さんのではないのですか。

●● 推進委員

違います。お互い知り合い同士の方です。

●● 農業委員

●●さんです。

●● 推進委員

下の名前が同じで、お互い切磋琢磨してやっていくとのこと。

議長

下三谷のどこですか

●● 農業委員

養鶏所の近くです。

議長

既に植えられていますか。

●● 推進委員

まだです。

議長

最近、ハウスが建っていますね。水はパイプ配管で、ひねったら出ますので、あそこ一帯が柑橘になっておりますよね。割と灘の人が多いですよね。

●● 推進委員

そうですね。

議長

灘の人は持って帰って、向こうで出荷ですよ。

●● 農業委員

●●さんは、地元で出荷するそうです。

議長

他に無いですか。無いようでしたら、番号7について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号7について承認いたします。

続いて、番号8につきまして、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

8番

譲渡人

森

●●

さん

譲受人	尾崎	●●	さん
申請地	尾崎字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	譲受人の要望	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の8ページ8番のとおりです。申請地は譲受人の住宅近くにあります。また、譲受人の経営状況につきましても問題ないかと思われます。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

番号8につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。
この場所は先月、転用した駐車場の近くですか。

事務局

そうです。

議長

無いようでしたら、番号8について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号8について承認いたします。

議案第131号

農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、9ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が2～3ページ、現地写真は、4ページをご覧ください。譲渡人は、森、●●さん。譲受人は、森、NPO法人●●、理事長、●●さん。申請地は、森字●●、田、●●m²、他1筆、計2筆、●●m²。転用目的は、農業体験用駐車場（違反転用追認案件）、権利の種類等は、使用貸借権の設定。

転用事由の詳細ですが、譲受人は、福祉サービス・就労支援活動等を行うNPO法人であり、同法人理事長所有農地において農業体験事業を実施しているが、複数事業所からの参加者送迎車両の駐車場の確保が必要となり、活用農地が周辺に集積し、体

験事業参加者の安全面からも最適地である申請地を農業体験用駐車場として利用したく本申請に至ったものであります。なお、申請地は譲渡人において、駐車・作業スペースとして既に利用されていたが、これは譲渡人の関係法規に対する認識不足によるものであるため、現況に即した土地利用の是正手続きを兼ねた申請であります。申請地は、森地区の住宅等が連たんする区域に位置し、10ha以上の農地の広がりのない第2種農地と判断されます。また、当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすこともなく、盛土規制法の許可届出については不要と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれは無いと考えられます。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 推進委員

この土地は、●●さんが住宅を新築するときに工事用道路として埋めたということで、何年経ったかはわからないのですが、それからあと、ずっと自宅の駐車場として使っておりました。それで今回、●●さんが駐車場として使われるということです。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

何の体験をされるのですか。

事務局

農業体験事業になっておりますので、米作りや野菜作りです。

●● 農業委員

NPO法人は何をされていますか。

事務局

子どもたちの放課後や就農の支援が必要な方の体験事業をされています。

●● 農業委員

伊予市ではあまりないですね。NPO法人で農業体験をするようなことは聞いたことがないですね。

議長

周辺もNPO法人が田を作っているのですか。

●● 推進委員

土地を借りて体験をするようです。

事務局

5つぐらい事業所がありまして、松山にもありまして、そこから集まってこちらで体験されるようです。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

議案第132号

農地法第2条の規定による農地でないことの判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、10ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が5～6ページ、現地写真は、7ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、伊予郡松前町、●●さん。土地所在地は、双海町大久保字●●、畑、●●㎡。今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、急斜面などの耕作条件の悪い土地で、約30年前から耕作しておらず、自然荒廃により山林化したもので、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。以上、ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

この辺は、全体に荒れてしまって、農道もありましたが、入れない状態です。30年ほど前から手付かずですので、農地には無理だと思います。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございま

せんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

議案第133号

地域農業経営基盤強化促進計画（案）に係る意見について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

議長

本議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局

失礼します。この議案につきましては、市の農業振興課からの議案になりますので説明の方をさせていただきます。皆様のお手元には、それぞれの担当地区の地域計画を配布させていただいております。提出させていただいているのは、新規が8地区、変更が10地区、合計18地区となっております。全部を皆様のお手元に配布すると70ページになりますので、今後もその方針でよろしいでしょうか。今回8地区、中村、森、本郡、尾崎、市場こちらは合同で説明会をさせていただいて、下三谷、上野、八倉についてはそれぞれの地区で今年に入ってから説明会をさせていただきましたので、新規については、それぞれ委員さんが出席されておりますので、ご存じのことと思います。変更の10地区につきましては、昨年6月と一昨年にかけてそれぞれ説明会をさせていただいて、もうすでに策定済みのものに対しては、人が追加になったり、いなくなったりとか、もうすでに名前が載っている方の土地の変更も全て変えていかないといけないので、それらが変わったというのが変更になります。土地の変更に関してこれは、1つ、1つ変わったものを載せるのは、多岐にわたってできないので、とにかく変更後のものという形でお示しをしております。意見照会という形ではございますが、それぞれの地区で委員の皆様に参加していただいて、ご意見も皆様からいただいておりますので、最終的には意見なしでいただけたらと思いますが、農業委員会、JAさん、中間管理機構に意見照会をするのは、国の決められた手続きの1つですので、今回こうして意見徴をさせていただいております。何か疑問点があれば伺いしますが、いかがでしょうか。

●● 農業委員

自分の現状の経営面積が違っていますが、大丈夫でしょうか。

事務局

経営面積が農家台帳の面積から荒廃農地と判断された農地を引いて、さらに青地のみの記載になっております。青地のところは、もともと制限がありますよね。それと同じようにこの地域計画の色が付いている面積については、青地と同じような農地としての縛りがより強くなってきます。白地の部分は外した経営面積になりますので、現状の経営面積とは変わってくると思います。

議長

全部見ていると時間的なところがないので、自分の地域のところを見ていただいて、何かご質問等がありましたらお願いします。

●● 農業委員

これは毎年見直されるのですか。

事務局

大きなものがあればたとえば、大規模に除外するだとか、そういったものがあれば随時の変更もその地区だけであれば、今後出てくることがあると思います。それがなくても先ほど言いました、所有者や人が変わったというのは、年に1回か多くても2回程度は、こうした形で意見照会を求める手順を踏む必要ができます。

議長

耕作者は認定農業者の分だけですよね。

事務局

ここにこうした条件というものがあるのではなくて、ご本人さんの承諾がとれればという形です。ここに名前が載ることによって手を挙げられる補助金があるないが変わってきますので、認定農業者の方、認定新規就農者の方にはこちらの方がお声がけはしました。ただ、反応が無かった方に関しては、今は載っていませんが、今後、補助事業の関係で手を挙げたい、その時に名前を載せないといけないのであれば、その都度追加をさせていただくという形になります。認定農業者、認定新規就農者以外の方でもこの人は載せといたほうがいいのか説明会の時にお名前を挙げていただいた方には、個別にご案内をして認定農業者以外の方も載れます。

議長

本議案について、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようでしたら、本議案について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。本議案について承認いたします。
それでは、報告事項に移ります。

報告第55号

1番

貸出人	森	●●	さん
借受人	尾崎	●●	さん
届出地	尾崎●●	田	●●m ²
	他1筆	合計	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法、賃借権設定		

2番

貸出人	上野	●●	さん
借受人	上野	●●	さん
届出地	宮下●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	機構法、使用貸借権設定		

議長

以上で、報告事項を終わります。それでは、その他ご質疑等はございませんでしょうか。

(質疑なし)

以上で、議案審議を終了いたします。

議長

それでは、次回は3月27日(金曜日)午後1時30分から農業振興センターでの開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、第3

3回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後2時36分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
